

介護保険特別会計

1. 概要

高齢者を社会全体で支える制度としてスタートした介護保険制度は、3年毎に制度の見直しを行っており、平成26年度は、第5期介護保険事業計画(平成24年度～平成26年度)の3年目にあたる年である。

取手市の平成26年1月1日現在の65歳以上の人口は31,402人で、高齢化率は28.7%を示し、要介護認定者が3,799人、認定率は12.1%である。益々加速する高齢化に伴い、居宅サービスを中心にサービス利用者が拡大するとともに介護給付費も増大している。こうしたことから、地域包括支援センターが地域支援事業の各種事業を実施している。住みなれた地域で生き生きとした暮らしを続けるために、介護予防事業をはじめ包括的・継続的ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業などに取り組んでいる。

要介護(支援)認定者の推移

| 年 度 | 65歳以上の人口 (4月1日現在) | 高齢化率 (4月1日現在) | 65歳以上の認定者数 (4月1日現在) |
|--------|----------------------|------------------|------------------------|
| 平成26年度 | 31,402人 | 28.7% | 3,799人 |
| 平成25年度 | 30,473人 | 27.7% | 3,740人 |
| 平成24年度 | 28,664人 | 26.2% | 3,504人 |
| 平成23年度 | 27,435人 | 24.8% | 3,367人 |
| 平成22年度 | 26,595人 | 24.0% | 3,180人 |

平成26年度は、平成26年1月1日現在

受給者の推移

(4月1日現在)

| 年 度 | 居宅介護(予防) サービス受給者 | 地域密着型(介護予 防)サービス受給者 | 施設サービス受給者 |
|--------|---------------------|------------------------|-----------|
| 平成26年度 | 2,189人 | 124人 | 747人 |
| 平成25年度 | 2,097人 | 129人 | 707人 |
| 平成24年度 | 2,006人 | 133人 | 632人 |
| 平成23年度 | 1,910人 | 134人 | 591人 |
| 平成22年度 | 1,782人 | 123人 | 562人 |

平成26年度は、平成26年1月1日現在

介護(予防)給付費の推移

| 年 度 | 居宅介護(予防) サービス給付費 | 地域密着型(介護予 防)サービス給付費 | 施設サービス給付費 |
|--------|---------------------|------------------------|----------------|
| 平成26年度 | 2,676,780,000円 | 415,290,000円 | 2,572,248,000円 |
| 平成25年度 | 2,583,007,000円 | 392,226,000円 | 2,471,669,000円 |
| 平成24年度 | 2,391,577,911円 | 378,265,181円 | 2,019,161,841円 |
| 平成23年度 | 2,249,200,838円 | 358,681,469円 | 1,862,868,777円 |
| 平成22年度 | 2,092,221,408円 | 358,868,591円 | 1,730,908,265円 |

平成25年度は決算見込額

2. 歳入の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 26 年度 | 平成 25 年度 | 増 減 率 |
|---------------|-----------|-----------|-------|
| 介 護 保 険 料 | 1,536,979 | 1,501,435 | 2.4% |
| 使用料及び手数料 | 121 | 101 | 19.8% |
| 国 庫 支 出 金 | 1,190,157 | 1,130,617 | 5.3% |
| 支 払 基 金 交 付 金 | 1,893,488 | 1,798,730 | 5.3% |
| 県 支 出 金 | 973,183 | 925,143 | 5.2% |
| 財 産 収 入 | 109 | 112 | △2.7% |
| 繰 入 金 | 1,150,958 | 1,064,196 | 8.2% |
| 繰 越 金 | 25,000 | 25,000 | 0.0% |
| 諸 収 入 | 482 | 461 | 4.6% |
| 歳 入 合 計 | 6,770,477 | 6,445,795 | 5.0% |

3. 歳出の状況

(単位：千円)

| 区 分 | 平成 26 年度 | 平成 25 年度 | 増 減 率 |
|---------------|-----------|-----------|-------|
| 総 務 費 | 143,333 | 147,222 | △2.6% |
| 保 険 給 付 費 | 6,492,661 | 6,167,400 | 5.3% |
| 地 域 支 援 事 業 費 | 107,472 | 104,172 | 3.2% |
| 諸 支 出 金 | 7,011 | 7,001 | 0.1% |
| 予 備 費 | 20,000 | 20,000 | 0.0% |
| 歳 出 合 計 | 6,770,477 | 6,445,795 | 5.0% |

1 総務費

1 総務管理費 1 一般管理費

[担当：高齢福祉課] P.137

7001 介護保険事務に要する経費 8,465,000 円 (6,634,000 円)

[その他 8,464,000 円 一財 1,000 円]

* 特財積算根拠

[財産収入：介護給付費準備基金利子 108,000 円]

[繰入金：事務費等繰入金 8,356,000 円]

○ 目的

介護保険制度の適正かつ効率的な実施、被保険者に対する行政サービスの向上を図る。

○ 内容

介護保険制度を適正に実施する。

| | | |
|------|----------------------|-------------|
| 主な経費 | 介護保険事務処理システム使用料 | 4,968,648 円 |
| | ハードウェア経費 | 1,132,963 円 |
| | 通信運搬費（被保険者証・決定通知郵送等） | 1,503,000 円 |

2 徴税費 1 賦課徴収費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 保険料賦課徴収費に要する経費 8,708,000円(8,300,000円)

[その他 8,708,000円]

* 特財積算根拠

[手数料：証明手数料 1,000円 保険料督促手数料 120,000円]

[繰入金：事務費等繰入金 8,587,000円]

○ 目的

介護サービスなどに充てる財源を確保するために、市内に住所を有する65歳以上の被保険者(第1号被保険者)に対し、介護保険料の賦課及び徴収事務を行う。

○ 内容

介護保険第1号被保険者に保険料内容の周知を図ると共に、保険料に係る賦課及び徴収を行い保険料納入者の管理を行う。

| | | |
|------|------------------|------------|
| 主な経費 | 介護保険パンフレット作成 | 427,680円 |
| | 特別徴収額決定通知書郵送料 | 1,435,000円 |
| | 普通徴収納入通知書郵送料 | 425,500円 |
| | 公金収納情報データ処理手数料 | 583,200円 |
| | 介護保険料本算定処理委託料 | 2,358,029円 |
| | 普通徴収消込処理・口座処理委託料 | 369,317円 |

3 介護認定審査会費 1 介護認定審査会費

[担当：高齢福祉課] P. 139

7501 介護認定審査会に要する経費 13,405,000円(13,308,000円)

[その他 13,405,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 13,405,000円]

○ 目的

介護保険認定申請者の要介護・要支援の審査判定を行い、介護保険制度の適正な運営を図る。

○ 内容

介護認定調査結果をコンピュータ処理し、一次判定を行う。一次判定結果・主治医意見書・認定調査特記事項をもとに介護認定審査会を開催し、二次判定を行う。

| | | |
|------|-----------------|------------|
| 主な経費 | 介護認定審査会委員報酬 | 9,620,000円 |
| | 介護認定支援業務システム使用料 | 1,924,560円 |

3 介護認定審査会費 2 認定調査等費

[担当：高齢福祉課] P. 140

7501 認定調査等に要する経費 34,990,000円(33,332,000円)

[その他 34,990,000円]

* 特財積算根拠

[繰入金：事務費等繰入金 34,933,000円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 57,000 円]

○ 目的

要介護・要支援認定を行うために、訪問調査及び主治医意見書の作成依頼を行い、介護認定業務を推進する。

○ 内容

- ・ 介護認定調査員が要介護認定申請者に対して訪問調査を行う。
- ・ 医師に主治医意見書の作成を依頼する。

| | | |
|------|--------------------|--------------|
| 主な経費 | 介護認定調査員報酬 | 11,520,000 円 |
| | 認定調査票・主治医意見書郵送料 | 691,000 円 |
| | 主治医意見書作成手数料 | 17,526,000 円 |
| | 居宅介護支援事業者介護認定調査委託料 | 1,763,000 円 |
| | 公用車リース料 | 910,000 円 |

2 保険給付費

1 介護サービス等諸費 1 居宅介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 142

7501 居宅介護サービス給付費に要する経費 2,564,100,000 円 (2,464,800,000 円)

[国・県 833,333,000 円 その他 1,730,767,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 512,820,000 円]

[県負：介護給付費負担金 320,513,000 円]

[保険料：特別徴収分 513,201,000 円]

[保険料：普通徴収分 100,259,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 743,589,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 320,513,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 53,205,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、居宅介護サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス給付費 @111,000×1,925人×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 2 地域密着型介護サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 142

7501 地域密着型介護サービス給付費に要する経費 414,960,000 円 (391,896,000 円)

[国・県 134,862,000 円 その他 280,098,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 82,992,000 円]

[県負：介護給付費負担金 51,870,000 円]

[保険料：特別徴収分 87,142,000 円]

○ 目的

要介護認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、居宅介護福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

100,000円を上限とし、福祉用具購入金額の9割を支給する。

居宅介護福祉用具購入給付費 @35,000×25件×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 5 居宅介護住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P. 143

7501 居宅介護住宅改修給付費に要する経費 25,920,000円 (25,920,000円)

[国・県 8,424,000円 その他 17,496,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 5,184,000円]

[県負：介護給付費負担金 3,240,000円]

[保険料：普通徴収分 5,443,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 7,517,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 3,240,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 1,296,000円]

○ 目的

要介護認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時、居宅介護住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

200,000円を上限とし、住宅改修費の9割を支給する。

居宅介護住宅改修給付費 @120,000×18件×12ヶ月

1 介護サービス等諸費 6 居宅介護サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 居宅介護サービス計画給付費に要する経費 326,400,000円 (296,100,000円)

[国・県 106,080,000円 その他 220,320,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 65,280,000円]

[県負：介護給付費負担金 40,800,000円]

[保険料：特別徴収分 50,000,000円]

[保険料：普通徴収分 18,544,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 94,656,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 40,800,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 16,320,000円]

○ 目的

要介護認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、居宅介護サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

居宅介護サービス計画給付費 (要介護 1・2) @12,000×1,200 人×12 ヶ月
(要介護 3・4・5) @16,000×800 人×12 ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 1 介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 介護予防サービス給付費に要する経費 112,680,000 円 (96,096,000 円)

[国・県 36,621,000 円 その他 76,059,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 22,536,000 円]

[県負：介護給付費負担金 14,085,000 円]

[保険料：特別徴収分 20,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 3,663,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 32,677,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 14,085,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 5,634,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅サービス事業者から介護サービスを受けた時に、介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス給付費 @30,000×313 人×12 ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 2 地域密着型介護予防サービス給付費

[担当：高齢福祉課] P. 144

7501 地域密着型介護予防サービス給付費に要する経費 330,000 円 (330,000 円)

[国・県 107,000 円 その他 223,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 66,000 円]

[県負：介護給付費負担金 41,000 円]

[保険料：特別徴収分 69,000 円]

[支払基金：第 2 号被保険者保険料 96,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 41,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 17,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、住み慣れた地域で生活できるよう地域に密着したサービスを受けた時に、地域密着型介護予防サービス給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

地域密着型介護予防サービス給付費 @110,000×1 人×3 ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 3 介護予防福祉用具購入給付費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 介護予防福祉用具購入給付費に要する経費 1,383,000 円 (1,279,000 円)

[国・県 450,000 円 その他 933,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 277,000 円]

[県負：介護給付費負担金 173,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 290,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 401,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 173,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 69,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、厚生労働大臣が定める特定福祉用具を購入した時に、介護予防福祉用具購入給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

100,000 円を上限とし、福祉用具購入金額の9割を支給する。

介護予防福祉用具購入給付費 @28,800×4件×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 4 介護予防住宅改修給付費

[担当：高齢福祉課] P. 145

7501 介護予防住宅改修給付費に要する経費 7,056,000 円 (7,056,000 円)

[国・県 2,293,000 円 その他 4,763,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,411,000 円]

[県負：介護給付費負担金 882,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,482,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 2,046,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 882,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 353,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、手すりの取付け等の住宅改修を行った時、介護予防住宅改修給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

200,000 円を上限とし、住宅改修費の9割を支給する。

介護予防住宅改修給付費 @147,000×4件×12ヶ月

2 介護予防サービス等諸費 5 介護予防サービス計画給付費

[担当：高齢福祉課] P. 146

7501 介護予防サービス計画給付費に要する経費 17,694,000 円 (14,078,000 円)

[国・県 5,751,000 円 その他 11,943,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 3,539,000 円]

[県負：介護給付費負担金 2,212,000 円]

[保険料：普通徴収分 3,715,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 5,131,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 2,212,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 885,000 円]

○ 目的

要支援認定者が、指定居宅介護支援事業者から介護支援を受けた時に、介護予防サービス計画給付費を支給することにより、利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

介護予防サービス計画給付費 (継続) @4,206×316人×12ヶ月

(新規) @7,269×20人×12ヶ月

3 その他の諸費 1 審査支払手数料

[担当：高齢福祉課] P.146

7501 審査支払手数料に要する経費 6,934,000 円 (7,344,000 円)

[国・県 2,254,000 円 その他 4,680,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 1,387,000 円]

[県負：介護給付費負担金 867,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,455,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 2,011,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 867,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 347,000 円]

○ 目的

介護保険の適正な給付をするため、茨城県国民健康保険団体連合会にレセプト審査を依頼する。

○ 内容

茨城県国民健康保険団体連合会に審査支払手数料を支払う。

審査支払手数料 県内 @73×7,335件×12ヶ月

県外 @73×580件×12ヶ月

4 高額介護サービス等費 1 高額介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P.147

7501 高額介護サービス費に要する経費 111,120,000 円 (100,005,000 円)

[国・県 36,114,000 円 その他 75,006,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 22,224,000 円]

[県負：介護給付費負担金 13,890,000 円]

[保険料：特別徴収分 10,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 12,931,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 32,225,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 13,890,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 5,556,000 円]

[財産収入：高額介護サービス費貸付基金利子 1,000 円]

[諸収入：第1号被保険者延滞金 400,000 円 第三者納付金 1,000 円 返納金 2,000 円]

○ 目的

要介護認定者が受けた居宅介護サービス、地域密着型サービス、施設介護サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたとき、高額介護サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護サービス費として支給する。

公費分 @650,000×12ヶ月 償還分 @8,610,000×12ヶ月

| 区 分 | 個人の上限額 |
|-------------------------------------------------------|----------|
| 市民税課税世帯 | 37,200 円 |
| 世帯全員が市民税非課税（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方等） | 24,600 円 |
| 世帯全員が市民税非課税（課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方等）（老齢福祉年金受給者の方） | 15,000 円 |
| 生活保護受給者 | 15,000 円 |

4 高額介護サービス等費 2 高額介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 147

7501 高額介護予防サービス費に要する経費 96,000 円 (24,000 円)

[国・県 31,000 円 その他 65,000 円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 19,000 円]

[県負：介護給付費負担金 12,000 円]

[保険料：特別徴収分 20,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 28,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 12,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 5,000 円]

○ 目的

要支援認定者が受けた介護予防サービスに係る利用者負担額が一定額を超えたとき、高額介護予防サービス費を支給し利用者負担の軽減を図る。

○ 内容

同一月に利用したサービスの、1割の利用者負担の合計額（同じ世帯内に複数の利用者がある場合には世帯合計額）が一定額を超えたときに、申請により超えた分を高額介護予

防サービス費として支給する。

高額介護予防サービス費 @8,000×12ヶ月

5 高額医療合算介護サービス等費 1 高額医療合算介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 148

7501 高額医療合算介護サービス費に要する経費 15,840,000円 (9,600,000円)

[国・県 5,148,000円 その他 10,692,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 3,168,000円]

[県負：介護給付費負担金 1,980,000円]

[保険料：普通徴収分 1,882,000円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,445,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 4,593,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 1,980,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 792,000円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、一年間（毎年8月1日～翌7月31日）の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、申請に基づき一定の自己負担限度額を超えた部分を要介護認定者に高額医療合算介護サービス費として支給する。

高額医療合算介護サービス費 @1,320,000×12ヶ月

5 高額医療合算介護サービス等費 2 高額医療合算介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 148

7501 高額医療合算介護予防サービス費に要する経費 240,000円 (240,000円)

[国・県 78,000円 その他 162,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 48,000円]

[県負：介護給付費負担金 30,000円]

[保険料：普通徴収分 50,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 70,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 30,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 12,000円]

○ 目的

医療及び介護の利用者の負担の軽減を図る。

○ 内容

各医療保険（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度）における世帯内で、一年間（毎年8月1日～翌7月31日）の医療及び介護両制度における自己負担額が著しく高額となった場合に、申請に基づき一定の自己負担限度額を超えた部分を要支援認定者に高

額医療合算介護予防サービス費として支給する。

高額医療合算介護予防サービス費 @20,000×12ヶ月

6 特定入所者介護サービス等費 1 特定入所者介護サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 特定入所者介護サービス費に要する経費 304,920,000円 (269,988,000円)

[国・県 99,098,000円 その他 205,822,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 45,738,000円]

[県負：介護給付費負担金 53,360,000円]

[保険料：特別徴収分 40,000,000円]

[保険料：普通徴収分 24,035,000円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 88,427,000円]

[繰入金：介護給付費繰入金 38,114,000円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 15,246,000円]

○ 目的

要介護認定者の居宅サービスと施設サービスの給付と負担が公平となるよう、平成17年10月から居住費と食費が保険給付の対象外に制度改正された。所得の低い方の施設利用が困難にならないよう所得段階に応じた自己負担限度額を設定し、基準費用額との差額を保険給付で補う補足給付を設け負担軽減を図る。

○ 内容

基準費用額 - 利用者負担段階に応じた負担限度額 = 補足給付額

特定入所者介護サービス費

| 利用者 負担段階 | 居住費等の負担限度額 | | | | 食費の 負担 限度額 |
|-------------|------------|--------|-----------------|------|------------------|
| | ユニット型 | | 従来型個室 | 多床室 | |
| | 個室 | 準個室 | | | |
| 第1段階 | 820円 | 490円 | 490円 (320円) | 0円 | 300円 |
| 第2段階 | 820円 | 490円 | 490円 (420円) | 320円 | 390円 |
| 第3段階 | 1,310円 | 1,310円 | 1,310円 (820円) | 320円 | 650円 |
| 基準費用額 | 1,970円 | 1,640円 | 1,640円 (1,150円) | 320円 | 1,380円 |

施設・食事 @28,000×575人×12ヶ月 施設・居住 @26,000×260人×12ヶ月

短期・食事 @10,000×160人×12ヶ月 短期・居住 @10,000×95人×12ヶ月

※ () 内は介護老人福祉施設または短期入所生活介護を利用した場合

6 特定入所者介護サービス等費 2 特定入所者介護予防サービス費

[担当：高齢福祉課] P. 149

7501 特定入所者介護予防サービス費に要する経費 240,000円 (144,000円)

[国・県 78,000円 その他 162,000円]

* 特財積算根拠

[国負：介護給付費負担金 48,000円]

[県負：介護給付費負担金 30,000 円]

[保険料：普通徴収分 50,000 円]

[支払基金：第2号被保険者保険料 70,000 円]

[繰入金：介護給付費繰入金 30,000 円]

[繰入金：介護給付費準備基金繰入金 12,000 円]

○ 目的

要支援認定者の居宅サービスと施設サービスの給付と負担が公平となるよう、平成 17 年 10 月から滞在費と食費が保険給付の対象外に制度改正された。所得の低い方の短期入所生活介護が困難にならないよう所得段階に応じた自己負担限度額を設定し、基準費用額との差額を保険給付で補う補足給付を設け負担軽減を図る。

○ 内容

基準費用額 - 利用者負担段階に応じた負担限度額 = 補足給付額
特定入所者介護予防サービス費 @20,000×12ヶ月

3 地域支援事業費

1 介護予防事業費 1 介護予防二次予防高齢者施策事業費

[担当：高齢福祉課] P. 150

8501 二次予防高齢者把握事業に要する経費 2,985,000 円 (2,685,000 円)

[国・県 1,119,000 円 その他 1,866,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 746,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 373,000 円]

[保険料：特別徴収分 627,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 866,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 373,000 円]

○ 目的

65 歳以上で要介護状態になる可能性が高い二次予防事業対象者を把握する。

○ 内容

第2圏域の65歳以上で介護認定を受けていない方に基本チェックリストを送付し、返送された結果を基に二次予防事業対象者を把握する。

委託料 2,527,200 円

[担当：高齢福祉課] P. 150

8601 二次予防高齢者介護予防教室に関する経費 8,338,000 円 (8,208,000 円)

[国・県 3,127,000 円 その他 5,211,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 2,085,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 1,042,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 1,751,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 2,418,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 1,042,000 円]

○ 目的

運動機能の維持向上を図る「元気ハツラツ教室」及び引きこもり防止を図る「外にでいサービス」を、二次予防事業対象者に実施することにより、要介護状態にならないように予防する。

○ 内容

元気ハツラツ教室：げんきサロン藤代・福祉交流センターの2つを会場とし、運動機能の維持向上を目的とした運動を行う。

@2,700 円×26 人×4 回×12 月=3,369,600 円

外にでいサービス：委託事業所を会場とし、口腔ケアや体操などレクリエーションを行う。会場⇄自宅の送迎も行う。

@4,500 円×23 人×4 回×12 月=4,968,000 円

1 介護予防事業費 2 介護予防一般高齢者施策事業費

[担当：高齢福祉課] P. 151

7902 一般高齢者訪問指導に関する経費 3,143,000 円 (3,123,000 円)

[国・県 1,179,000 円 その他 1,964,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 786,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 393,000 円]

[保険料：特別徴収分 660,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 911,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 393,000 円]

○ 目的

ひとり暮らし等の高齢者宅を訪問し、相談に応じて適切なサービス導入をすることで、高齢者の不安を解消する。

○ 内容

訪問指導員(保健師等)が要介護認定を受けていないひとり暮らし等高齢者宅に訪問。日常生活で困っていることがないか相談に応じ、情報提供等をして適切なサービス導入などの対応をする。

[担当：高齢福祉課] P. 151

7903 取手プラン生命の樹に関する経費 12,251,000 円 (10,744,000 円)

[国・県 4,594,000 円 その他 7,657,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 3,063,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 1,531,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,000,000 円]

[保険料：普通徴収分 1,574,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 3,552,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 1,531,000 円]

○ 目的

元気で自立した高齢者（一次予防事業対象者）の健康状態を保持増進し、要支援・要介護状態になる恐れの高い高齢者（二次予防事業対象者）への移行を防止する。

○ 内容

高齢者の健康状態を、体力測定・問診・血液検査の結果から総合的に分析し、それぞれの状態に応じた健康づくりの方法を指導（カウンセリング）する。その後、年間を通じて、健康体操・チューブ体操・シルバーリハビリ体操・太極拳・水中ウォーキング・栄養指導など、さまざまなプログラムを提供して、継続的な健康づくりの機会を提供する。

平成 22 年度より毎年参加者を募集。2 か年事業。

| | |
|-------|--------------|
| 事業委託料 | 10,969,000 円 |
| 消耗品費 | 44,000 円 |
| 印刷製本費 | 133,000 円 |
| 通信運搬費 | 1,105,000 円 |

[担当：高齢福祉課] P. 151

7904 一般高齢者介護予防教室に関する経費 3,805,000 円（4,346,000 円）

[国・県 1,426,000 円 その他 2,379,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 951,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 475,000 円]

[保険料：特別徴収分 801,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 1,103,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 475,000 円]

○ 目的

高齢者を対象にきらり笑顔教室や老いに負けない健康づくり教室等の介護予防教室を開くことで、高齢者の健康の保持増進を図る。

○ 内容

（きらり笑顔教室）

高齢者を対象にきらり笑顔教室を開催。市内にある 4 事業所に委託し、運動機能向上・口腔機能向上・認知症予防等について公民館等で行う。

きらり笑顔教室委託料 @32,000 円×70 回=2,240,000 円

（老いに負けない健康づくり教室）

運動および健康教育を取り入れた集合型高齢者介護予防事業として、ウォーキング団体にウォーキングの指導や健康づくり教室を開催し、継続的な健康づくりの場を提供する。

老いに負けない健康づくり教室委託料 1,556,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

8401 介護予防サポーター養成に関する経費 271,000 円（351,000 円）

[国・県 102,000 円 その他 169,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 68,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 34,000 円]

[保険料：特別徴収分 56,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 79,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 34,000 円]

○ 目的

介護予防事業に関するボランティアを養成し、各種介護予防事業に協力してもらうことで、高齢者に対する理解を深めてもらうとともに地域で高齢者を支えていく体制づくりを図っていく。

○ 内容

高齢者や介護予防に関する各専門分野の講師を招いて、介護予防サポーターの養成講座を開催する。講座を修了した方に、介護予防教室などに協力参加をしてもらう。

介護予防サポーター養成講座 募集：30名 講義：全6回

介護予防サポーター養成講座講師謝礼 67,000 円

認知症サポーター養成講座テキスト代（送付代・通知代込） 44,000 円

シルバーリハビリ体操を住民に指導するボランティア「シルバーリハビリ体操指導士」を養成するためにシルバーリハビリ体操3級養成講習会を開催する。

シルバーリハビリ体操3級養成講習会 募集：30名 講座：全6回

シルバーリハビリ体操3級養成講座委託料 157,000 円

[担当：高齢福祉課] P. 152

8402 介護予防拠点施設運営に関する経費 5,270,000 円（5,161,000 円）

[国・県 1,976,000 円 その他 3,294,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 1,317,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 659,000 円]

[保険料：普通徴収分 1,107,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 1,528,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 659,000 円]

○ 目的

地域の高齢者が気軽に集い、ふれあえる場を提供し、さらに健康づくりや趣味のサークルを企画することにより健康増進と生きがいづくりを図り、介護予防の拠点とする。

○ 内容

市内在住60歳以上の方を対象に、健康体操、趣味教室、チューブ体操、そば打ち講座等を実施する。指定管理者は取手市社会福祉協議会。いきいきプラザ・げんきサロン（戸頭西・稲・藤代）指定管理料 7,069,000 円の中の運営費分（人件費、保険、消耗品費等）。

[担当：高齢福祉課] P. 152

8403 介護支援ボランティア事業に関する経費 550,000 円（500,000 円）

[国・県 206,000 円 その他 344,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：介護予防事業交付金 137,000 円]

[県補：介護予防事業交付金 69,000 円]

[保険料：普通徴収分 115,000 円]

[支払基金：地域支援事業支援交付金 160,000 円]

[繰入金：介護予防事業繰入金 69,000 円]

○ 目的

高齢者のボランティア活動を奨励支援することにより、自身の介護予防と社会参加・地域貢献を促進する。

○ 内容

65 歳以上の要介護認定未取得の高齢者が市内の介護保険施設でボランティア活動に従事。市は従事した時間数に対して、ポイントを付与（1 時間単位＝1 ポイント）。累積したポイントに対し、年度末に交付金を交付する（10 ポイント以上を対象。1 ポイント＝100 円）。

介護支援ボランティア事業委託料 250,000 円

介護支援ボランティア交付金 @100 円×100 名×30 時間＝300,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 1 総務費

[担当：高齢福祉課] P. 153

7601 地域包括支援センターに要する経費 6,354,000 円（1,277,000 円）

[国・県 3,752,000 円 その他 2,602,000 円]

＊ 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 2,501,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 1,251,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,330,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 1,251,000 円]

[諸収入：雇用保険料本人負担分 21,000 円]

○ 目的

高齢者がいつまでも自分らしく、可能な限り住みなれた地域で自立した生活を続けられるように、主任ケアマネージャー、保健師、社会福祉士の専門職員が互いに連携をとりながら継続的・包括的に支援していくことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を図る。

○ 内容

| | |
|------------|-------------|
| 臨時職員報酬 | 4,824,000 円 |
| 臨時職員共済費 | 685,000 円 |
| 臨時職員旅費 | 319,000 円 |
| 消耗品・通信運搬費等 | 215,000 円 |
| 職員健康診断委託料 | 33,000 円 |
| 公用車リース代 | 242,000 円 |
| 職員研修負担金 | 36,000 円 |

2 包括的支援事業費・任意事業費 2 介護予防ケアマネジメント事業費

[担当：高齢福祉課] P. 154

7501 介護予防ケアマネジメント事業に要する経費 270,000 円 (324,000 円)

[国・県 159,000 円 その他 111,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 106,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 53,000 円]

[保険料：特別徴収分 58,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 53,000 円]

○ 目的

要介護状態となる恐れのある者や配食サービス利用者を対象に、アセスメントを実施し適切な介護予防事業やサービス利用を推進することにより、できる限り自立した生活を送れるよう支援する。

○ 内容

配食サービス利用者やあんしんコール利用者に対して、委託事業所の職員がアセスメントを実施することで適切なサービス導入されているか確認し、本人の自立支援につなげる。

特定高齢者等アセスメント委託料 @2,700 円×100 件=270,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 3 総合相談事業費

[担当：高齢福祉課] P. 155

7501 総合相談事業に要する経費 1,680,000 円 (1,680,000 円)

[国・県 995,000 円 その他 685,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 663,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 332,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 353,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 332,000 円]

○ 目的

高齢者に対する 24 時間体制の相談窓口を開設し、要援護高齢者の相談に応じ、福祉サービスの紹介・申請代行を行うことにより福祉の向上を図る。

○ 内容

地域包括支援センター直通電話を 2 事業所に休日・夜間転送。その他 4 事業所は営業時間内の相談に応じてもらう。

24 時間対応総合相談委託料 1,680,000 円

内訳：電話転送事業所 (2 ヶ所) 月額 50,000 円

営業時間内委託事業所 (4 ヶ所) 月額 10,000 円

2 包括的支援事業費・任意事業費 4 権利擁護事業費

[担当：高齢福祉課] P. 155

7501 権利擁護事業に要する経費 440,000 円 (199,000 円)

[国・県 261,000 円 その他 179,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 174,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 87,000 円]

[保険料：普通徴収分 92,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 87,000 円]

○ 目的

成年後見制度の利用が有効であるが、申立てにあたり援助が必要と認められる者に対し、市長が申立て人となり制度の利用を促進する。また、市民後見サポートセンター開設に向け、先進地への視察を行う。

○ 内容

身寄りのない重度の認知症高齢者や知的障害者であって、契約による介護保険サービスや障害者福祉サービスの利用が困難な方のうち、成年後見人等による支援を必要とするが、審判の申立てを行う親族がない場合などに、市長が後見などの審判の申立てをする。

| | | |
|-------|-----------------|-----------|
| 事業費内訳 | 後見制度講演会における講師謝礼 | 140,000 円 |
| | 申立てに要する各種手数料 | 182,000 円 |
| | 費用弁償・普通旅費・研修旅費 | 43,000 円 |
| | 市民後見人養成講座受講料 | 75,000 円 |

2 包括的支援事業費・任意事業費 5 任意事業費

[担当：高齢福祉課] P. 156

8001 介護給付費等適正化事業に要する経費 331,000 円 (317,000 円)

[国・県 196,000 円 その他 135,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 131,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 65,000 円]

[保険料：特別徴収分 70,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 65,000 円]

○ 目的

受給者に介護サービスの利用実績を通知することにより、利用したサービスの種類や回数・費用額などが事実と相違ないかの確認を促し、架空請求などの不正発見と防止を図る。

○ 内容

| | |
|----------------|---------------|
| 介護サービス利用実績通知用紙 | 20,000 円 |
| 〃 | 封筒印刷 48,000 円 |
| 〃 | 郵送料 263,000 円 |

[担当：高齢福祉課] P. 156

8202 紙おむつ支給に関する経費 14,580,000 円 (13,956,000 円)

[国・県 8,639,000 円 その他 5,941,000 円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 5,759,000 円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 2,880,000 円]

[保険料：特別徴収分 1,000,000 円]

[保険料：普通徴収分前年度以前分 2,061,000 円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 2,880,000 円]

○ 目的

在宅要介護高齢者等に対して紙おむつを支給することにより、要介護高齢者等及び介護にあたる家族の負担軽減を図る。

○ 内容

要介護認定3以上の在宅高齢者及び要介護認定1以上の在宅の認知症高齢者に対して、紙おむつを年4回支給する。（本人が市民税非課税の方を対象とする）

@3,564×3個×340人×4回=14,541,120円

[担当：高齢福祉課] P.156

8203 在宅高齢者家族介護慰労金支給に関する経費 300,000円（300,000円）

[国・県 178,000円 その他 122,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 119,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 59,000円]

[保険料：普通徴収分 63,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 59,000円]

○ 目的

市民税非課税世帯で、要介護4または5に相当する高齢者を在宅で介護し、過去1年間介護保険サービスを受けなかった介護者を慰労する。

○ 内容

家族介護慰労金 @100,000×3人=300,000円

[担当：高齢福祉課] P.157

8301 配食サービスに関する経費 9,185,000円（10,123,000円）

[国・県 2,968,000円 その他 6,217,000円]

* 特財積算根拠

[国補：包括的支援事業・任意事業交付金 1,979,000円]

[県補：包括的支援事業・任意事業交付金 989,000円]

[保険料：普通徴収分 1,053,000円]

[繰入金：包括的支援事業・任意事業繰入金 5,164,000円]

○ 目的

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、ひとり暮らしの障害者等で、身体的に買い物や調理が困難な人を対象に、夕飯の配達をすることにより、安否の確認、栄養摂取の補助、孤独感の解消を図る。

○ 内容

月～金までの週5回のうち必要と認められる日の夕食を配達する。利用者負担は400円。

委託料金 @550×16,700食=9,185,000円

4 諸支出金

1 償還金及び還付加算金 1 第1号被保険者保険料還付金

[担当：高齢福祉課] P. 158

7501 第1号被保険者保険料還付金 2,000,000 円 (2,000,000 円)

[その他 2,000,000 円]

* 特財積算根拠

[保険料：普通徴収分 2,000,000 円]

○ 目的

前年度における過誤納付保険料の還付をする。

○ 内容

過誤納還付金 2,000,000 円